

29豊議議第 28-1 号
平成 29年 7月 28日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市議会議長 磯 永 優 二
(議会事務局)

定期監査等の結果について(回答)

平成29年5月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 政務活動費について

平成28年度分の政務活動費の使途に当たっては、政務活動費使途基準実施細目に基づき概ね適正に支出されているが、収支報告書において軽微な計算誤りのものが見受けられた。この計算誤りは正規金額より低い額で報告されており、戻入等の手続きの必要は生じなかったものの、市議会事務局においては、政務活動費の支出に係る審査について規則等に基づき、今後とも透明性を一層高めつつ、更に適正な事務処理を行われたい。

【措置内容】

政務活動費については、市政に関する調査研究活動に資するために公費から支出されているという点を踏まえ、市民が理解、納得できるように、政務活動費の透明性を一層高め今後の市政発展に活かせるよう、全議員に徹底していきます。

2. 契約事務について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項がないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。

【措置内容】

契約事務に関しては、財務課の指導もあり、監査でご指摘のとおり、平成 29 年度の契約からは、契約保証金を免除する場合の財務規則第 116 条該当条項と、同規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を盛り込んでいるところです。